

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定の適用を受ける株式等がある場合)

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける経営承継相続人等が被相続人から贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等のうち所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)附則第64条第2項又は第7項の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされる特例非上場株式等及びその特定受贈同族会社株式等又はその特定同族株式等に係る会社の株式等で相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。	被 相 続 人
	経営承継相続人等

1 特例非上場株式等に係る会社					
① 会社名		⑧ 経営承継相続人等が役員等であった期間	. . . ~ . . .		
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)	⑨ 経済産業大臣の認定の状況	認 定 年 月 日	平成 年 月 日	
③ 事業種目			認 定 番 号		
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有	無
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円				
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人				
⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名					

2 特例非上場株式等の明細						
(1) 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等			株・口・円			
(2) 特例非上場株式等の明細						
区 分	受 贈 年 月 日	① 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	② 被相続人から贈与により取得した株式等の数等	③ ①又は②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面「3(5)」参照)	⑤ 価 額 (③ × ④)
イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等	. . .		株・口・円	b 株・口・円	円	円
	. . .			b		
ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等	. . .			b		
	. . .			b		
ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等		a 株・口・円		c		
		合 計	d	e		A

3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算					
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の(2)の③欄に記入することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。					
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 (2の(1)× $\frac{2}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	③ 2の(2)③欄の限度となる数等			
株・口・円	株・口・円	①≤②の場合	イ 特定受贈同族会社株式等及び特定同族株式等に係る特例非上場株式等(bの数等の合計)の限度数 (①-②+d)の数等(赤字の場合は0)株・口・円	ロ 相続又は遺贈により取得した特例非上場株式等(cの数等)の限度数	
		①>②の場合	(d)の数等株・口・円	(①-②)の数等株・口・円	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者から現物出資又は贈与により取得した資産の価額等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価 額	出資者・贈与者の氏名・名称
. . .						円	
. . .							
. . .							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合($\frac{②}{③}$)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							平成 年 月 日
				所 在 地			
				会 社 名			
				代表者氏名	印		

5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)附則第43条第1項第3号の同意		
私(私たち)は、この明細書に記載された経営承継相続人等が、被相続人から贈与により取得した「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等について租税特別措置法第70条の7の2第1項の規定の適用を受けることに同意します。	同意すべき人の氏名(裏面「5」参照)	

※税務署整理欄	法人管轄署番号	—	入力	確認			
---------	---------	---	----	----	--	--	--

※の項目は記入する必要がありません。

《 書 き か た 等 》

1 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等

- (1) この明細書において「特定受贈同族会社株式等」とは、経営承継相続人等が税務署に提出した「特定受贈同族会社株式等に係る届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第69条の5第10項）」に記載された株式等をいいます。
- (2) この明細書において「特定同族株式等」とは、次のイ及びロの株式等をいいます。
 - イ 平成20年12月31日以前に相続時精算課税に係る贈与により取得した株式等（贈与税の申告書に所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受ける旨の記載があるものに限り。）
 - ロ 同法第70条の3の3第3項第1号ロに規定する選択年中におけるイの株式等の最初の相続時精算課税に係る贈与の日から同項第4号に規定する確認日（原則として、選択年の翌年3月15日から4年を経過する日をいいます。）までに被相続人から贈与により取得したイの株式等に係る会社と同一の会社の株式等（イの株式等を除きます。）
- (3) 特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等について「非上場株式等についての納税猶予の特例」の適用を受けるには、平成22年3月31日までに「特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書」を経営承継相続人等の住所地を所轄する税務署へ提出していることが要件となります。
また、上記届出書の提出がない場合は、相続又は遺贈により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等に係る会社と同一の会社の株式等についてこの特例の適用を受けることはできません。

2 「1 特例非上場株式等に係る会社」欄

- (1) ⑦欄は、具体的にその役職を、例えば、「代表取締役」と記入します。
なお、代表権に制限のある代表者については、この特例の適用を受けることはできません。
- (2) ⑨欄は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第6条第1項第8号に掲げる事由に該当するものとして経済産業大臣の認定を受けた年月日及び認定番号をそれぞれ記入します。
- (3) ⑩欄は、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社（租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項の特別の関係がある会社をいいます。3(5)において同じです。）であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係（租税特別措置法施行令第40条の8第8項に規定する関係をいいます。3(5)において同じです。）がある法人が保有する会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等の有無について記入します。

3 「2 特例非上場株式等の明細」欄

- (1) (1)欄の発行済株式等の総数等及び(2)の①から③欄の株式等の数等には、議決権に制限のある株式等の数等は含まれません。
- (2) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の②欄は、相続開始の直前において保有している株式等の数等を記入します。
なお、②欄の贈与により取得した株式等の全部について、納税猶予の特例の適用を受けない場合は、実際に相続又は遺贈により取得した株式等（「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に記載された株式等をいいます。）についてもこの特例の適用を受けることはできません。
(注) 贈与により取得した時以後において、その株式等について併合・分割・株式無償割当てがあった場合やその株式等に係る会社について合併・会社分割・株式交換等があった場合は、税務署にお尋ねください（(3)において同じです。）。)
- (3) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の④欄の価額は、贈与の時における価額を記入します。
- (4) (2)の「イ 特定受贈同族会社株式等に係る特例非上場株式等」及び「ロ 特定同族株式等に係る特例非上場株式等」の欄に記入しきれないときは、適宜の用紙に特例非上場株式等の明細を記載し添付してください。
- (5) (2)の「ハ イ及びロ以外の特例非上場株式等」に係る④欄の価額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、特例非上場株式等に係る会社又はその会社の特別関係会社であって特例非上場株式等に係る会社との間に支配関係がある法人（以下「会社等」といいます。）が会社法第2条第2号に規定する外国会社（特例非上場株式等に係る会社の特別関係会社に該当するものに限り。）、租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項第1号に掲げる法人（特例非上場株式等に係る会社が資産保有型会社等に該当する場合に限る。）又は同項第2号に規定する医療法人の株式等を有する場合の納税猶予分の相続税額の計算の基となる特例非上場株式等の価額は、会社等がそれらの株式等を有していなかったものとして計算した価額となります。
- (6) A欄の金額（⑤欄の金額）を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に転記します。
なお、第8の2表の付表1・付表2・付表3の作成がある場合は、各付表のA欄の合計額を第8の2表の「1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算」の①欄に記入します。

4 「4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書」欄

- (1) 「経営承継相続人等と特別の関係がある者」とは、経営承継相続人等の親族などその経営承継相続人等と租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- (2) ①欄の金額は、相続開始の時における価額を記入します。
なお、会社が相続開始の時において現物出資又は贈与により取得した資産を既に有していない場合は、その相続開始の時において有していたものとしたときにおける価額を記入します。
- (3) ③欄の金額は会社の全ての資産の相続開始の時における価額の合計額を記入します。
- (4) ④欄の保有割合が70%以上の場合は、この特例の適用を受けることはできません。
- (5) 明細書に記入しきれないときは、適宜の用紙に現物出資又は贈与により取得した資産の明細を記載し添付してください。

5 「5 租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）附則第43条第1項第3号の同意」欄

- (1) この明細書の経営承継相続人等が「2 特例非上場株式等の明細」のイの株式等についてこの特例の適用を受けようとする場合は、この特例の適用をその経営承継相続人等が受けることについて、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成21年政令第108号）による改正前の租税特別措置法施行令第40条の2第3項に規定する「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した全ての人の同意が必要です。
- (2) (1)の「特例対象受贈株式等」、「特例対象株式等」、「特例対象受贈山林」、「特例対象山林」又は「特例対象宅地等」を取得した個人がこの明細書の経営承継相続人等のみである場合は、記入を要しません。